

令和2年度

一般財団法人神戸みよりのりの公社 事業概要

経 済 観 光 局

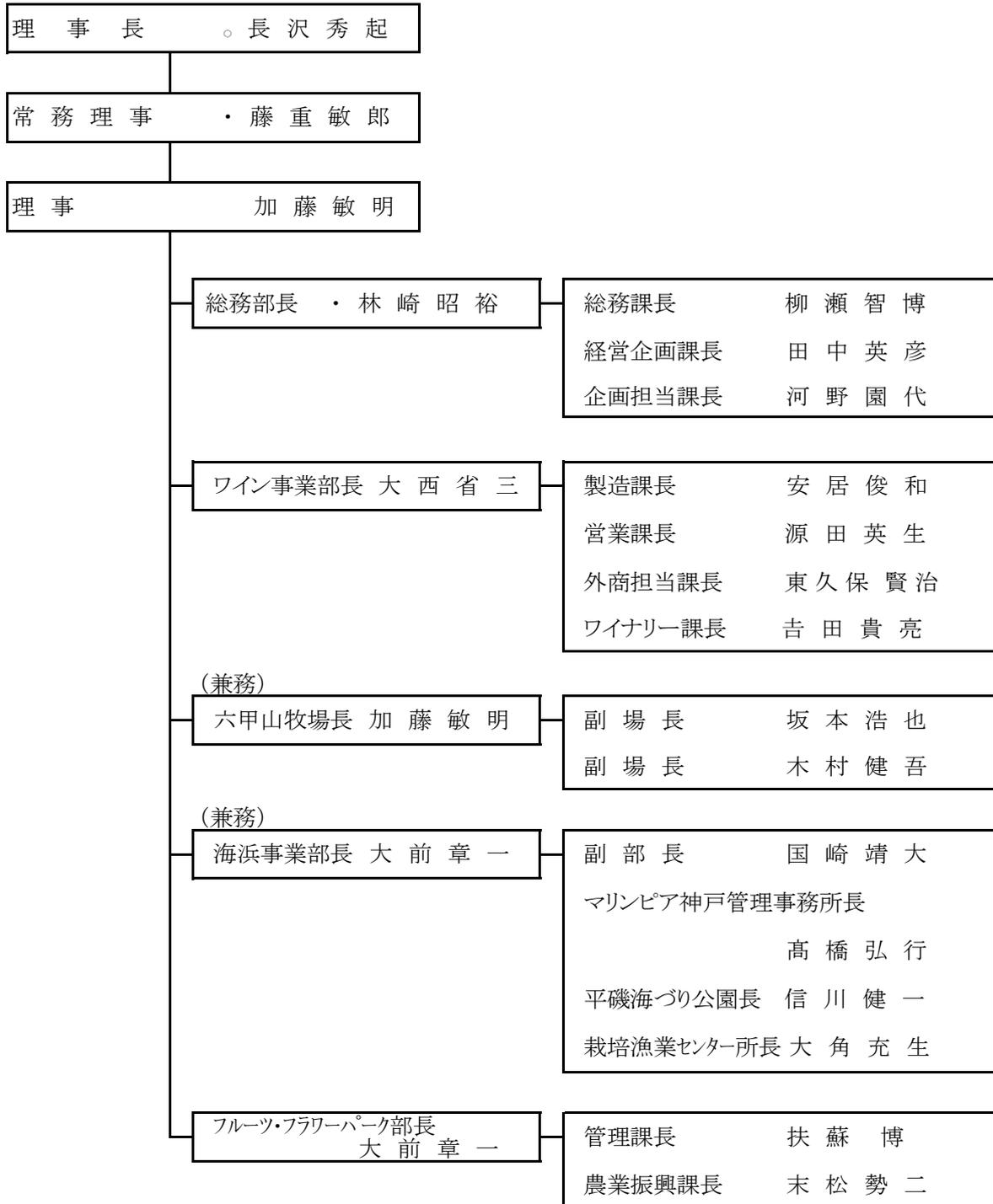
	目 次	頁
I 法人設立の趣旨	—————	1
II 法人の概要	—————	2
III 定 款	—————	5
IV 令和元年度事業報告		
1 事業報告	—————	12
2 事業別収支明細書	—————	16
3 正味財産増減計算書	—————	17
4 貸借対照表	—————	18
5 財産目録	—————	19
6 事業別収入明細書	—————	21
7 事業別支出明細書	—————	22
8 収支計算書	—————	23
9 財務状況の推移	—————	24
V 令和2年度事業計画		
1 事業計画	—————	25
2 経営改善の取り組み状況	—————	29
3 事業別予定収支明細書	—————	30
4 予定正味財産増減計算書	—————	31
5 予定貸借対照表	—————	32
6 事業別予定収入明細書	—————	33
7 事業別予定支出明細書	—————	34
8 収支予算書	—————	35
VI 令和元年度主要事業計画・実績比較	—————	36
VII 主要事業の推移(平成29年度～令和元年度)	—————	37

I 法人設立の趣旨

当社は、市域の農業および漁業の振興に資する事業を実施することにより、市民福祉の向上と市域農漁業の発展に寄与することを目的とする。

Ⅱ 法 人 の 概 要

- 1 名 称 一般財団法人 神戸みよりの公社
- 2 所 在 地 神戸市西区押部谷町高和字性海寺山1557番地の1
- 3 設立年月日 昭和54年2月20日(平成12年4月1日名称変更)
- 4 基本財産 124,000千円(神戸市出捐額72,000千円)
- 5 機 構 令和2年7月1日現在



※ 神戸市派遣職員については氏名の前に・印を付した。
 また、神戸市を退職した職員の氏名の前に。印を付した。

6 職員数

(令和2年7月1日現在)

所 属	部 長	課 長	リーダー・主任	係	計
総 務 部					
総 務 課	1	1	1	1	4
経 営 企 画 課		2		2	4
小 計	1	3	1	3	8
ワ イン 事 業 部					
製 造 課		1	3	1	5
営 業 課	1	2	4	3	10
ワ イ ナ リ ー 課		1	2	1	4
小 計	1	4	9	5	19
六 甲 山 牧 場					
六 甲 山 牧 場	1	2	3	10	16
小 計	1	2	3	10	16
海 浜 事 業 部					
マリンヒ°ア神戸 管 理 事 務 所		1	2	1	4
平磯海づり公園	(1)	2	2	4	8 (1)
栽 培 漁 業 セ ン タ ー		1	1	2	4
小 計	(1)	4	5	7	16 (1)
フ ル ー ツ ・ フ ラ ワ ー パ ー ク 部					
管 理 課	1	1	1	3	6
農 業 振 興 課		1	2	5	8
小 計	1	2	3	8	14
計	4 (1)	15	21	33	73 (1)

注:()内は兼務人数

7 役 員

(令和2年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	備 考
評 議 員	石丸 幸雄	兵庫六甲農業協同組合 理事
評 議 員	山中 英樹	兵庫六甲農業協同組合 理事
評 議 員	福田 明弘	神戸市漁業協同組合 代表理事組合長
評 議 員	石丸 鐵太郎	神戸中央法律事務所 弁護士
評 議 員	西尾 秀樹	神戸市経済観光局長
理 事 長	長沢 秀起	
常 務 理 事	藤重 敏郎	神戸市経済観光局 担当部長
理 事	加藤 敏明	神戸みのりの公社 六甲山牧場長
理 事	稲生 芳子	兵庫六甲農業協同組合 理事
理 事	柳瀬 博彰	兵庫六甲農業協同組合 理事
理 事	森 敦二	神戸市漁業協同組合 副組合長理事
理 事	山本 善一	神戸市漁業協同組合 副組合長理事
理 事	安原 潤	神戸市経済観光局 担当局長
監 事	谷川 豊和	兵庫六甲農業協同組合 常務執行役
監 事	岩崎 和文	公認会計士・税理士

Ⅲ 一般財団法人神戸みよりの公社の定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸みよりの公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(剰余金の分配の禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、市域の農業および漁業の振興に資する事業を実施することにより、市民福祉の向上と市域農漁業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業および漁業の振興に関する事業
- (2) 観光農業および観光漁業の施設等の管理運営事業
- (3) 酒類の製造および販売に関する事業
- (4) 水産資源の培養に関する事業
- (5) 沿岸の環境保全に関する事業
- (6) 前記各号の事業に関連する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第8条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第9条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第 13 条 評議員は無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事並びに評議員の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上14名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、それぞれ1名を副理事長、専務理事および常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事および常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事および常務理事は理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第26条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事および常務理事の選定および解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 4 条、第 5 条および第 11 条についても適用する。

(解散)

第 33 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 34 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

箸尾 哲司

鳥形 猛

西谷 浩

萩原 曲夫

尻池 巖

廣瀬 正行

深尾 秀和

山口 吉則

原田 博英

豊田 巖

植田 茂夫

- 4 この法人の最初の理事長は箸尾哲司、常務理事は鳥形猛とする。
- 5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

前田 憲成

井上 隆

岡村 修

別表 基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	兵庫県債 100,000千円
定期預金	24,000千円

IV 令和元年度事業報告

1 事業報告（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

令和元年度においても公社は、市域の農業および漁業の振興に資するため、六甲山牧場、海づり公園、水産体験学習館の指定管理者事業やフルーツ・フラワーパーク、神戸ワイナリー（農業公園）、神戸市西部域漁港、栽培漁業センター等の管理運営事業に加え、神戸ワインの製造・販売等の自主事業を行った。

六甲山牧場や平磯海づり公園では、天候に恵まれた年であったため、来場者が増加した。

ワイン事業においては、令和2年に入り、新型コロナウイルスの影響により、出入国制限および、輸出規制など海外へのワイン・ブランドの販売、空港免税店での販売、料飲店への出荷が減少するなど影響を受けた。

損益ベースでは黒字を達成することができたが、正味財産期末残高は、減少する結果となった。

1. 施設管理運営に関する事業 1,386,123,333円

(1) 六甲山牧場(指定管理者事業) 496,613,881円

第4期2年目の指定管理者として、料金徴収、動物の飼育管理等の管理運営業務・災害復旧工事の他、神戸チーズの製造販売、売店やレストラン運営等の自主事業を行った。

恒例の「スプリングバンケット」、「六甲山SUNまつり」、「あきまきば」等の四季それぞれにおけるイベントを開催し集客に努め、天候にも恵まれたため、来場者数は前年度より増加した。

ア 六甲山牧場管理事業	272,300,165円
(ア) 入場料金徴収業務	
入場料金	100,351,706円
入場者数	291,791人
(イ) 駐車場料金徴収業務	
駐車料金	34,594,175円
駐車台数	
大型車	327台
普通車	73,836台
合計	74,163台
(ウ) 但馬牛の飼育業務	18,772,063円
(エ) 災害復旧工事	117,234,569円
(オ) その他	1,347,652円

イ 六甲山牧場自主事業		224,313,716円
(ア) 売店		
収入金額	155,550,353円	
(内 訳)		
チーズ館売店	75,945,851円	
レストハウス売店	44,477,859円	
商品外販	35,126,643円	
(イ) テナント		
収入金額	24,272,980円	
(内 訳)		
レストラン神戸チーズ	8,524,508円	
レストランシープベル	5,342,778円	
レストランデルパパ	4,848,789円	
南売店	5,556,905円	
(ウ) チーズ製造		製造個数 23,124個
(エ) まきば夢工房体験事業		利用人数 20,768人
収入金額	18,308,609円	
(オ) ポニー引き馬		利用人数 18,341人
収入金額	8,440,732円	
(カ) その他		
収入金額	17,741,042円	

(2) 海づり公園(指定管理者事業) 147,335,205円

第4期2年目の指定管理者として、平磯海づり公園の料金徴収、釣り台監視業務の他、活魚の販売、釣り具売店の運営等の自主事業を行った。休園中の須磨海づり公園については、施設の維持管理業務を実施した。また、集客イベントなどを開催した結果、平磯海づり公園の来園者数は前年度より大幅に増加した。

ア 海づり公園管理事業		98,082,309円
(ア) 入園料金徴収業務(平磯海づり公園)		
入園料金等	60,526,763円	
入園者数	85,960人	
(イ) 駐車場料金徴収業務(平磯海づり公園)		
駐車料金	16,589,475円	
駐車台数	34,014台	
(ウ) 施設維持管理業務(須磨海づり公園)		
収入金額	20,966,071円	
イ 海づり公園自主事業		49,252,896円
(ア) 売店		
収入金額	44,878,251円	
(内 訳)		
平磯海づり公園売店	42,575,844円	
" 自販機	2,302,407円	

(イ) 活魚販売			
収入金額	2,755,016円	販売尾数	1,131尾
(ウ) その他			
収入金額	1,619,629円		

(3) 水産体験学習館（指定管理者事業） 27,417,879円

第4期3年目の指定管理者として、水産体験学習館において漁業に関する展示、塩づくり、乾のりづくり等の体験学習を行うとともに、売店・自動販売機の運営を行った。

ア 水産体験学習館管理事業		11,000,000円
入館者数	380,070人	
イ 水産体験学習館自主事業		16,417,879円

(4) フルーツ・フラワーパーク 455,183,784円

施設の維持管理、優良苗の生産配布、花壇、果実栽培、新たな農業振興事業、災害復旧工事の他、売店・自動販売機、施設内テナントの運営等の業務を行った。

ア フルーツ・フラワーパーク管理事業		356,385,134円
入場者数	1,273,632人	
イ フルーツ・フラワーパーク自主事業		98,798,650円
(ア) 売店	34,516,964円	
(イ) 自動販売機	2,500,423円	
(ウ) テナント	16,773,233円	
(エ) その他	45,008,030円	

(5) 神戸ワイナリー（農業公園） 85,923,635円

施設の維持管理、修景業務の他、レストラン・バーベキュー場の運営を行った。また、恒例イベントの「春のワインまつり」、「秋の収穫祭」、「新酒まつり」、「KOBE WINE JAZZ FESTA」等を開催し、ワイナリーの賑わいづくりをはかった。

ア 農業公園管理事業		69,701,546円
入園者数	166,846人	
イ 農業公園自主事業		16,222,089円
(ア) レストラン（テナント）	11,495,674円	
(イ) 軽食堂（テナント）	2,435,899円	
(ウ) 自動販売機	1,249,269円	
(エ) その他	1,041,247円	

(6) 神戸市西部域漁港 114,970,316円

兵庫区、長田区、須磨区および垂水区にある漁港等の緑地管理、清掃、道路および通路管理、監視・保安警備、災害復旧工事等の業務を実施した。

(ア) 緑地管理・清掃等	87,497,555円
(イ) 災害復旧工事	27,472,761円

(7) 栽培漁業センター 58,678,633円

施設の維持管理の他、ヒラメ、オニオコゼ、マダイ、マコガレイ、アサリ等の魚介類の飼育放流に関する業務、栽培漁業に関する情報収集・発信等の業務を実施した。

放流尾数

ヒラメ	215千尾
オニオコゼ	30千尾
マダイ	77千尾
マコガレイ	17千尾
アサリ	4,266千個

2. 自主事業 391,326,237円

(1) 神戸ワイン事業 358,644,753円

神戸産ぶどう100%を原料としたワインおよびブランドの製造・販売を行った。国内では、令和元年6月のG20首脳夕食会でベネディクションが提供された効果や、海外では、神戸市の食都神戸事業と連携しながら、中国市場での取引拡大により、順調に販売していたが、令和2年に入り新型コロナウイルスの影響を受けて減少した。

ワイン用ぶどう収穫量	279t
醸造量	129kℓ (720ml換算で179千本)
販売量	249千本 (720ml換算)

(2) その他自主事業 32,681,484円

ア マリンピア神戸自動販売機		3,142,827円
イ 有機関連事業		8,621,713円
堆肥幹旋数量	1,975t	
ウ 駐車場管理運営事業		20,916,944円
(ア) 若宮駐車場	3,350,174円	
月極利用台数	736台	
(イ) JR道場駅前駐車場	17,566,770円	
月極利用台数	543台	
時間貸利用台数	29,164台	

2 事業別収支明細書

(単位:円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
I 事 業	1,777,449,570	1,679,397,107	98,052,463
1. 施設管理運営事業	1,386,123,333	1,291,322,108	94,801,225
(1) 六甲山牧場管理事業	496,613,881	479,070,455	17,543,426
(2) 海づり公園管理事業	147,335,205	124,785,598	22,549,607
(3) 水産体験学習館事業	27,417,879	22,181,533	5,236,346
(4) フルーツ・フラワーパーク事業	455,183,784	412,952,819	42,230,965
(5) 神戸ワイナリー(農業公園)事業	85,923,635	89,308,359	△ 3,384,724
(6) 神戸市西部域漁港事業	114,970,316	108,601,151	6,369,165
(7) 栽培漁業センター事業	58,678,633	54,422,193	4,256,440
2. 自主事業	391,326,237	388,074,999	3,251,238
(1) 神戸ワイン事業	358,644,753	364,674,582	△ 6,029,829
(2) その他自主事業	32,681,484	23,400,417	9,281,067
II 管 理 費	-	81,026,372	△ 81,026,372
III 事 業 外	12,292,693	23,813,863	△ 11,521,170
合 計	1,789,742,263	1,784,237,342	5,504,921

3 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	707,269
事業収益	1,760,031,947
受取補助金等	3,778,158
受取補助金等振替額	13,639,465
受取利息	10,343,019
経常収益計	1,788,499,858
(2) 経常費用	
事業費	
人件費	525,600,673
物件費	1,119,955,002
減価償却費	33,841,432
事業費計	1,679,397,107
管理費	
人件費	46,550,212
物件費	32,404,700
減価償却費	2,071,460
支払利息	14,599,937
管理費計	95,626,309
経常費用計	1,775,023,416
当期経常増減額	13,476,442
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
雑収益	1,242,405
経常外収益計	1,242,405
(2) 経常外費用	
雑支出	9,213,926
経常外費用計	9,213,926
当期経常外増減額	△ 7,971,521
当期一般正味財産増減額	5,504,921
一般正味財産期首残高	△ 203,873,358
一般正味財産期末残高	△ 198,368,437
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金	4,712,000
一般正味財産への振替額	△ 13,639,465
当期指定正味財産増減額	△ 8,927,465
指定正味財産期首残高	219,104,899
指定正味財産期末残高	210,177,434
III 正味財産期末残高	11,808,997

4 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金・預金	81,849,292	未払金	170,192,725
未収金	112,147,787	前受金	469,444
前払費用	3,221,847	預り金	7,601,833
立替金	15,332,658	1年内返済予定長期借入金	70,000,000
商品	20,094,426	賞与引当金	22,650,200
製品・半製品	749,600,930	その他流動負債	59,413
流動資産合計	982,246,940	流動負債合計	270,973,615
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	1,120,000,000
投資有価証券	100,000,000	退職給付引当金	270,271,057
定期預金	24,000,000	神戸市漁業振興基金	1,005,018,377
基本財産合計	124,000,000	預り保証金	22,560,000
(2) 特定資産		固定負債合計	2,417,849,434
退職給付引当資産	270,271,057	負債合計	2,688,823,049
漁業振興基金特定資産	1,005,018,377		
特定資産合計	1,275,289,434	III 正味財産の部	
(3) その他固定資産		1. 指定正味財産	
①有形固定資産		寄付金	124,000,000
建物	99,434,570	国庫補助金等	86,177,434
構築物	12,211,497	指定正味財産合計	210,177,434
機械装置	85,217,076	(うち基本財産への充当額)	(124,000,000)
車両及運搬具	273,847	2. 一般正味財産	
工具器具備品	5,881,897	一般正味財産	△ 198,368,437
生物	4,926,126	正味財産合計	11,808,997
有形固定資産合計	207,945,013		
②無形固定資産			
電話加入権	470,640		
ソフトウェア	787,417		
無形固定資産合計	1,258,057		
③投資等その他の資産			
出資金	100,000		
差入保証金	5,197,800		
長期前払費用	104,594,802		
投資等その他の資産合計	109,892,602		
その他固定資産合計	319,095,672		
固定資産合計	1,718,385,106		
資産合計	2,700,632,046	負債及び正味財産合計	2,700,632,046

5 財 産 目 録
令和2年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額		
(流動資産)	現金 預金	手元保管	運転資金として	5,855,433		
		普通預金	運転資金として			
		三井住友銀行				
		西神中央支店		58,741,976		
		神戸市役所出張所		12,346		
		垂水支店		254,808		
		兵庫六甲農業協同組合				
		本店		60,801		
		押部支店		5,382,140		
		小部支店		4,402,836		
西神文化センター		89,422				
道場支店		432,471				
大沢支店		3,275,692				
なごさ信用漁業協同組合連合会						
神戸支店		3,341,367				
未収金		事業未収金・売掛金	112,147,787			
前払費用		令和2年度以降の経費の前払	3,221,847			
立替金		テナント事業者光熱水費立替金	15,332,658			
商品		売店商品等	20,094,426			
製品・半製品		ワイン在庫等	749,600,930			
流動資産合計				982,246,940		
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	兵庫県債	満期保有目的で保有し、運用益を運用資金として使用している。	100,000,000	
		特定資産	定期預金	兵庫六甲農業協同組合 押部支店		24,000,000
			退職給付引当資産	神戸市債	退職給付引当金の運用	100,000,000
			京都市債		100,000,000	
			普通預金			
		兵庫六甲農業協同組合 押部支店		70,271,057		
	漁業振興基金 特定資産	京都市債	満期保有目的で保有し、運用益を神戸市に納付している。	321,400,000		
		シルミレット・シリーズ 50402		191,000,000		
		クレジット債		100,000,000		
		定期預金				
	その他固定資産	有形固定資産	兵庫六甲農業協同組合 押部支店		156,618,377	
			なごさ信用漁業協同組合連合会 神戸支店		236,000,000	
			農業公園等	事務所棟、製品庫、牛舎棟等	99,434,570	
			〃	プール、ワイン冷却タンク等	12,211,497	
			〃	瓶詰めライン、搾汁機等	85,217,076	
〃			ホイールローダー、乗用草刈機等	273,847		
〃			ワインショップ備品、ブランデー用樽等	5,881,897		
六甲山牧場			但馬牛、ジャージー牛等	4,926,126		
無形固定資産						
電話加入権				470,640		
ソフトウェア			農業公園・六甲山牧場ホームページ作成	787,417		
投資その他の資産						
出資金	兵庫六甲農業組合	兵庫六甲農業協同組合への出資金	100,000			

	差入保証金	㈱神戸ブランド 六甲山牧場	出店に伴う保証金	300,000
		水産体験学習館	指定管理履行保証金	4,541,400
	長期前払費用	須磨海づり公園釣台 補修工事他	指定管理履行保証金 神戸市所有施設維持のための 補修費用等	356,400 104,594,802
固定資産合計				1,718,385,106
資産合計				2,700,632,046

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)				
	未払金		事業未払金	170,192,725
	前受金		J R道場駅前駐車料、海づり友の会会費等	469,444
	預り金	職員等 JR道場駅前駐車場契約者	預り源泉所得税等 使用契約における保証金 その他預り金	1,990,486 1,277,658 4,333,689
	1年内返済予定 長期借入金	兵庫六甲農業協同組合借入金	ワイン事業運転資金等	70,000,000
	賞与引当金	固有職員に対するもの	職員に対する賞与の支払いに 備えたもの	22,650,200
	その他流動負債	職員等	立替経費	59,413
流動負債合計				270,973,615
(固定負債)				
	長期借入金	兵庫六甲農業協同組合借入金	ワイン事業運転資金等	1,120,000,000
	退職給付引当金	固有職員に対するもの	職員に対する退職金の支払いに備 えたもの	270,271,057
	神戸市漁業振興基金	神戸市に対するもの	市沿岸域における漁業振興にかかる事 業の円滑な推進をはかるためのもの	1,005,018,377
	預り保証金	六甲山牧場テナント	営業保証金	22,560,000
固定負債合計				2,417,849,434
負債合計				2,688,823,049
正味財産				11,808,997

6 事業別収入明細書

(単位:円)

科 目	内 訳				合 計
	事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入	
I 事業収益	1,013,332,231	760,339,181	3,778,158	-	1,777,449,570
1. 施設管理運営事業	624,005,994	760,339,181	1,778,158	-	1,386,123,333
(1) 六甲山牧場管理事業収入	360,529,091	136,006,632	78,158	-	496,613,881
(2) 海づり公園管理事業収入	126,369,134	20,966,071	-	-	147,335,205
(3) 水産体験学習館事業収入	16,417,879	11,000,000	-	-	27,417,879
(4) フルーツ・フラワーパーク事業収入	99,453,997	355,729,787	-	-	455,183,784
(5) 神戸ワイナリー(農業公園)事業収入	20,664,624	65,259,011	-	-	85,923,635
(6) 神戸市西部域漁港事業収入	543,996	114,426,320	-	-	114,970,316
(7) 栽培漁業センター事業収入	27,273	56,951,360	1,700,000	-	58,678,633
2. 自主事業	389,326,237	-	2,000,000	-	391,326,237
(1) 神戸ワイン事業収入	358,644,753	-	-	-	358,644,753
(2) その他自主事業収入	30,681,484	-	2,000,000	-	32,681,484
II 事業外収益	-	-	-	12,292,693	12,292,693
1. 受取利息	-	-	-	11,050,288	11,050,288
2. 雑収入	-	-	-	1,242,405	1,242,405
合 計	1,013,332,231	760,339,181	3,778,158	12,292,693	1,789,742,263

7 事業別支出明細書

(単位:円)

科 目	内 訳				合 計
	人 件 費	物 件 費	減価償却費	そ の 他	
I 事業支出	525,600,673	1,119,955,002	33,841,432	-	1,679,397,107
1. 施設管理運営事業	422,924,321	848,667,190	19,730,597	-	1,291,322,108
(1) 六甲山牧場管理事業費	148,889,459	328,179,352	2,001,644	-	479,070,455
(2) 海づり公園管理事業費	64,956,070	55,787,379	4,042,149	-	124,785,598
(3) 水産体験学習館事業費	9,071,573	13,109,960	-	-	22,181,533
(4) フルーツ・フラワーパーク事業費	121,362,366	285,950,911	5,639,542	-	412,952,819
(5) 神戸ワイナリー(農業公園)事業費	25,381,918	57,544,441	6,382,000	-	89,308,359
(6) 神戸市西部域漁港事業費	27,183,469	79,752,428	1,665,254	-	108,601,151
(7) 栽培漁業センター事業費	26,079,466	28,342,719	8	-	54,422,193
2. 自主事業	102,676,352	271,287,812	14,110,835	-	388,074,999
(1) 神戸ワイン事業費	94,210,137	257,096,766	13,367,679	-	364,674,582
(2) その他自主事業費	8,466,215	14,191,046	743,156	-	23,400,417
II 管理費	46,550,212	32,404,700	2,071,460	14,599,937	95,626,309
III 事業外支出	-	-	-	9,213,926	9,213,926
1. 雑支出	-	-	-	9,213,926	9,213,926
合 計	572,150,885	1,152,359,702	35,912,892	23,813,863	1,784,237,342

8 収 支 計 算 書
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	1,789,212,182
2. 事業活動支出	1,784,082,925
事業活動収支差額	5,129,257
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	530,081
2. 投資活動支出	154,417
投資活動収支差額	375,664
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	-
当期収支差額	5,504,921
前期繰越収支差額	△ 203,873,358
次期繰越収支差額	△ 198,368,437

9 財 務 状 況 の 推 移

(単位：円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	30 → R1増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	26,424,109	27,528,262	13,698,442	▲ 13,829,820
		経常収益	1,605,857,058	1,567,192,788	1,788,499,858	221,307,070
		経常費用	1,579,432,949	1,539,664,526	1,774,801,416	235,136,890
		評価損益等				
	指定正味財産	当期経常外増減額	▲ 385,387	▲ 11,874,773	▲ 7,971,521	3,903,252
		経常外収益	16,843,308	1,010,054	1,242,405	232,351
		経常外費用	17,228,695	12,884,827	9,213,926	▲ 3,670,901
		法人税、住民税及び事業税	276,100	238,600	222,000	▲ 16,600
	当期一般正味財産増減額		25,762,622	15,414,889	5,504,921	▲ 9,909,968
	一般正味財産期首残高		▲ 245,050,869	▲ 219,288,247	▲ 203,873,358	15,414,889
	一般正味財産期末残高		▲ 219,288,247	▲ 203,873,358	▲ 198,368,437	5,504,921
	当期指定正味財産増減額		▲ 18,626,430	▲ 15,937,504	▲ 8,927,465	7,010,039
	指定正味財産増加額				4,712,000	4,712,000
	指定正味財産減少額		18,626,430	15,937,504	13,639,465	▲ 2,298,039
うち一般正味財産への振替額		18,626,430	15,937,504	13,639,465	▲ 2,298,039	
指定正味財産期首残高		253,668,833	235,042,403	219,104,899	▲ 15,937,504	
指定正味財産期末残高		235,042,403	219,104,899	210,177,434	▲ 8,927,465	
正味財産期首残高		8,617,964	15,754,156	15,231,541	▲ 522,615	
当期正味財産増減		7,136,192	▲ 522,615	▲ 3,422,544	▲ 2,899,929	
正味財産期末残高		15,754,156	15,231,541	11,808,997	▲ 3,422,544	
貸借対照表 (B/S)	資産合計		2,911,279,438	2,878,697,409	2,700,632,046	▲ 178,065,363
	流動資産		1,106,200,616	1,132,456,787	982,246,940	▲ 150,209,847
	固定資産		1,805,078,822	1,746,240,622	1,718,385,106	▲ 27,855,516
	うち建物		123,331,445	110,763,585	99,434,570	▲ 11,329,015
	負債合計		2,895,525,282	2,863,465,868	2,688,823,049	▲ 174,642,819
	流動負債		320,978,785	377,676,500	270,973,615	▲ 106,702,885
	うち短期借入金		0	0	0	0
	固定負債		2,574,546,497	2,485,789,368	2,417,849,434	▲ 67,939,934
	うち長期借入金		1,260,000,000	1,190,000,000	1,120,000,000	▲ 70,000,000
	正味財産合計		15,754,156	15,231,541	11,808,997	▲ 3,422,544
指定正味財産		235,042,403	219,104,899	210,177,434	▲ 8,927,465	
一般正味財産		▲ 219,288,247	▲ 203,873,358	▲ 198,368,437	5,504,921	

V 令和2年度事業計画

1 事業計画（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

公社は、「市域の農業および漁業の振興に資する事業を実施することにより、市民福祉の向上と市域農漁業の発展に寄与する。」という定款の目的に基いて、令和2年度も引き続き六甲山牧場、海づり公園等のレクリエーション施設の運営、神戸ワイナリー（農業公園）やフルーツ・フラワーパーク、栽培漁業センターの管理運営等、神戸市の農漁業振興施策の一翼を担う事業を行っていく。

1. 施設管理運営等に関する事業

1,180,380 千円

(1) 六甲山牧場（指定管理者事業）

410,556 千円

「自然・動物とのふれあいにより生まれる非日常的かつ、牧歌的な空間の創出」をコンセプトに引き続き適切に施設の管理運営を行う。

シープドッグショー等の常設イベントや季節ごとのイベント、食やウールの体験、動物とのふれあい体験等の事業の充実をはかるとともに、新たにクイズラリーを開催する等、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、集客の増加をはかる。

また、神戸市と連携して、神戸ビーフの素となる但馬牛の飼育を行う。

加えて、来場者に靴底の消毒、手指の洗浄の徹底を図るとともに、新たに畜舎内に設置する、超音波噴霧器による動物の消毒を行う等、防疫体制を徹底し、安心、安全な運営を実施する。

ア 六甲山牧場管理事業

163,327 千円

・入場者数 303,000 人

イ 六甲山牧場自主事業

247,229 千円

・売店 チーズ館売店、レストハウス売店
・テナント レストラン神戸チーズ、レストランシープベル
ベーカリーレストランデルパパ、南売店
・チーズ製造 製造個数 23,000 個
・まきば夢工房 体験学習コーナー 利用人数 22,300 人
・ポニー引き馬 利用人数 18,000 人

(2) 海づり公園（指定管理者事業）

149,633 千円

利用者の安全確保と満足度アップに重点を置いた運営に取り組むとともに、釣り関係業界とタイアップし、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたイベントの充実や、ナイター営業日の拡大、釣りシーズンの無休営業、年末年始の開園等を行うことにより、平磯海

づり公園の集客増加をはかる。

なお、須磨海づり公園については、神戸市と協力しながら適切な維持管理に努める。

ア 海づり公園管理事業 99,053 千円

・入園者数

平磯海づり公園 88,200 人

イ 海づり公園自主事業 50,580 千円

・売 店

・自動販売機

・活魚販売 販売尾数 1,500 尾

・その他 友の会会費等

(3) 水産体験学習館（指定管理者事業） 28,493 千円

神戸の漁業を中心に紹介するとともに、塩づくり、乾のりづくり、海の恵み体験等を通じて漁業に親しみや理解を深めていただき、引き続き魚食の普及向上に取り組む。

ア 水産体験学習館管理事業 11,000 千円

入館者数 400,000 人

イ 水産体験学習館自主事業 17,493 千円

・体験学習 塩づくり・乾のりづくり体験等

・売 店 水産体験学習館内売店

(4) フルーツ・フラワーパーク 371,996 千円

地域農業の活性化、農業や食への理解を深めるための施設運営、地域農家のニーズに沿った野菜等の栽培・指導等の事業を実施する。

また、関係機関と連携し、園内で栽培した果実や花等の展示および販売や、ファームサーカス等のテナント事業者と連携したイベントを開催する等、施設の魅力向上をはかる。

ア フルーツ・フラワーパーク管理事業 265,079 千円

入場者数 1,200,000 人

イ フルーツ・フラワーパーク自主事業 106,917 千円

・売 店 フルーツ・フラワーパーク内セレクトショップ

・テナント おとぎの国、ゴーカート場、モンキーズ

・その他 もも・なし・リンゴ等果樹園

(5) 神戸ワイナリー（農業公園）

90,500 千円

施設の維持管理や修景業務を行うとともに、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたワイナリーツアーの開催、ウォーキングラリーや、他分野とコラボレーションしたイベントの開催、地産地消をテーマにしたレストランやバーベキュー場の運営等、賑わいを創出することにより集客の増加をはかる。

神戸市が進める農業公園の再整備計画をふまえ、関連施設と連携をはかりながら、農漁業振興の視点で取り組んでいく。

ア 農業公園管理事業 69,437 千円
入園者数 180,000 人

イ 農業公園自主事業 21,063 千円
・テナント レストラン、バーベキュー場、カフェ

(6) 神戸市西部域漁港

73,989 千円

兵庫区、長田区、須磨区および垂水区内にある漁港等の緑地管理、清掃、道路および通路管理、監視・保安警備等を実施する。

(7) 栽培漁業センター

55,213 千円

施設の維持管理の他、ヒラメ、キジハタ、マダイ、マコガレイ、アサリ、マナマコ等魚介類の飼育・放流および、栽培漁業に関する情報収集・発信等の業務を実施する。

また、小学生を対象とした授業の一環として、見学受け入れ業務などを実施する。

2. 自主事業

407,135 千円

(1) 神戸ワイン事業

377,598 千円

平成 30 年に実施された日本ワイン表示の厳格化に適切に対応することにより、引き続き「神戸産ぶどう 100%」「安全・安心で美味しい」品質の高いワインの製造・販売に取り組む。原料用ぶどうの栽培については、生産量を増やすのではなく、品質重視の方向に段階的にシフトしていくことを生産者と一体となって進めており、摘房の実施やグレープガード（雨よけ）の適用範囲拡大等実施等、さらなる品質の向上をはかる。

ブランド価値をより一層高め、新品種のブドウを使用した高品質なワインの製造や販売に努めるとともに、神戸市の食都神戸事業と連携し、現在取引のある中国・台湾等海外販売強化に引き続き取り組む。

- ・ワイン用ぶどう収穫量 320 t
- ・醸造量 157 kℓ（720ml換算で 218 千本）
- ・販売量 250 千本（720ml換算）

(2) その他自主事業

29,537 千円

- ・ 堆肥斡旋 1,813 t
- ・ 若宮駐車場 利用台数 720 台 (月極)
- ・ J R 道場駅前駐車場 利用台数 544 台 (月極)
29,675 台 (時間貸)

2 経営改善の取り組み状況

(1) 主な事業の取り組み

ア ワイン事業

神戸ワイン事業は、神戸産ぶどう 100%の品質の高いワインを製造することで確実に利益があがる商品づくりに取り組む。また、ワイン用ぶどうの栽培についても、品質の向上を目指し、摘房やグレープガード（雨よけ）に加え新たに除葉の実施に生産者と一体となって取り組む。

ワインの販売状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しいが、大手酒造メーカーや大手量販店との連携により販売の強化に取り組んでいく。

海外輸出については、中国を中心として、輸出拡大をはかるとともに、香港、マカオについても商談等を継続的にを行い、販路拡大を目指していく。

また、神戸ワイナリー（農業公園）において、新たな取り組みとして、新型コロナウイルス感染拡大の影響で発表会等が開催できなかった小中学生等へ発表の場の提供や、ランニング等の健康増進イベントの実施等、賑わいづくりを行い、神戸ワインのPRに取り組んでいく。

イ 六甲山牧場事業

令和元年度は天候に恵まれ、また、暖冬の影響もあり、入場者数は増加した。今後も新型コロナウイルスの影響が見込まれる中、感染防止対策を徹底したうえで、健康増進に資する「散策クイズラリー」や例年開催しているイベントの開催、トピック等の積極的な情報発信、年間パスポートの発売等を行い、入場者数・収入の増加をはかる。

ウ 海づり公園事業

新たな利用者が平磯海づり公園に来園していただけるよう、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたイベントの開催、ナイター営業、新たに5月～11月に無休営業を行う等、密にならないよう入場の調整を行いながら来園者数の増加をはかる。

エ フルーツ・フラワーパーク事業

令和元年度も来場者数は堅調であった。引き続き、来場者に地域農業の活性化や地産地消、農業や食への理解を深めていただけるよう、ファームサーカス等テナント事業者と連携したイベントを開催する等、施設の魅力向上に努める。

(2) 借入金の状況

借入金については、令和元年度に7,000万円償還し、残高は11.9億円としている。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、施設の入園料やワインの販売収入等が減少したため、既存借入金の借入条件の見直しや、経費削減・増収対策に取り組み、キャッシュフローを重視した経営を行い、着実に返済を行う。

3 事業別予定収支明細書

(単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
I 事 業	1,587,515	1,480,448	107,067
1. 施設管理運営事業	1,180,380	1,086,507	93,873
(1) 六甲山牧場管理事業	410,556	389,263	21,293
(2) 海づり公園管理事業	149,633	127,341	22,292
(3) 水産体験学習館事業	28,493	23,727	4,766
(4) フルーツ・フラワーパーク事業	371,996	333,631	38,365
(5) 神戸ワイナリー(農業公園)事業	90,500	89,400	1,100
(6) 神戸市西部域漁港事業	73,989	71,663	2,326
(7) 栽培漁業センター事業	55,213	51,482	3,731
2. 自主事業	407,135	393,941	13,194
(1) 神戸ワイン事業	377,598	370,567	7,031
(2) その他自主事業	29,537	23,374	6,163
II 管 理 費	-	75,244	△ 75,244
III 事 業 外	9,781	23,121	△ 13,340
合 計	1,597,296	1,578,813	18,483

4 予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	667
事業収益	1,571,535
受取補助金等	4,304
受取補助金等振替額	11,676
受取利息	9,114
経常収益計	1,597,296
(2) 経常費用	
事業費	
人件費	535,007
物件費	915,449
減価償却費	29,992
事業費計	1,480,448
管理費	
人件費	48,027
物件費	25,189
減価償却費	2,028
支払利息	13,742
管理費計	88,986
経常費用計	1,569,434
当期経常増減額	27,862
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
雑収益	0
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
雑支出	9,379
経常外費用計	9,379
当期経常外増減額	△ 9,379
当期一般正味財産増減額	18,483
一般正味財産期首残高	△ 184,929
一般正味財産期末残高	△ 166,446
II 指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	△ 11,676
当期指定正味財産増減額	△ 11,676
指定正味財産期首残高	210,099
指定正味財産期末残高	198,423
III 正味財産期末残高	31,977

5 予 定 貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金・預金	197,837	未払金	199,445
未収金	66,187	前受金	281
前払費用	2,954	預り金	5,437
立替金	22,306	1年内返済予定長期借入金	70,000
商品	20,974	賞与引当金	24,077
製品・半製品	682,843	その他流動負債	10
流動資産合計	993,101	流動負債合計	299,250
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	1,050,000
投資有価証券	100,000	退職給付引当金	280,877
定期預金	24,000	神戸市漁業振興基金	1,005,018
基本財産合計	124,000	預り保証金	22,560
(2) 特定資産		固定負債合計	2,358,455
退職給付引当資産	280,877	負債合計	2,657,705
漁業振興基金特定資産	1,005,018		
特定資産合計	1,285,895	III 正味財産の部	
(3) その他固定資産		1. 指定正味財産	
①有形固定資産		寄付金	124,000
建物	89,166	国庫補助金等	74,423
構築物	10,861	指定正味財産合計	198,423
機械装置	72,933	(うち基本財産への充当額)	(124,000)
車両及運搬具	49	2. 一般正味財産	
工具器具備品	4,358	一般正味財産	△ 166,446
生物	4,778	正味財産合計	31,977
有形固定資産合計	182,145		
②無形固定資産			
電話加入権	471		
ソフトウェア	467		
無形固定資産合計	938		
③投資等その他の資産			
出資金	100		
差入保証金	5,198		
長期前払費用	98,305		
投資その他の資産合計	103,603		
その他固定資産合計	286,686		
固定資産合計	1,696,581		
資産合計	2,689,682	負債及び正味財産合計	2,689,682

6 事業別予定収入明細書

(単位:千円)

科 目	内 訳				合 計
	事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入	
I 事業収益	1,088,220	495,076	3,700	-	1,587,515
1. 施設管理運営事業	683,085	495,076	1,700	-	1,180,380
(1) 六甲山牧場管理事業収入	401,465	9,091	-	-	410,556
(2) 海づり公園管理事業収入	130,542	19,091	-	-	149,633
(3) 水産体験学習館事業収入	17,493	11,000	-	-	28,493
(4) フルーツ・フラワーパーク事業収入	107,568	264,428	-	-	371,996
(5) 神戸ワイナリー(農業公園)事業収入	25,413	65,087	-	-	90,500
(6) 神戸市西部域漁港事業収入	-	73,470	-	519	73,989
(7) 栽培漁業センター事業収入	604	52,909	1,700	-	55,213
2. 自主事業	405,135	-	2,000	-	407,135
(1) 神戸ワイン事業収入	377,598	-	-	-	377,598
(2) その他自主事業収入	27,537	-	2,000	-	29,537
II 事業外収益	-	-	-	9,781	9,781
1. 受取利息	-	-	-	9,781	9,781
合 計	1,088,220	495,076	3,700	9,781	1,597,296

7 事業別予定支出明細書

(単位:千円)

科 目	内 訳				合 計
	人 件 費	物 件 費	減価償却費	そ の 他	
I 事業支出	535,007	915,449	29,992	-	1,480,448
1. 施設管理運営事業	413,512	655,442	17,553	-	1,086,507
(1) 六甲山牧場管理事業費	148,859	238,623	1,781	-	389,263
(2) 海づり公園管理事業費	62,764	60,802	3,775	-	127,341
(3) 水産体験学習館事業費	9,615	14,112	-	-	23,727
(4) フルーツ・フラワーパーク事業費	114,721	214,087	4,823	-	333,631
(5) 神戸ワインナリー(農業公園)事業費	25,582	58,303	5,515	-	89,400
(6) 神戸市西部域漁港事業費	26,679	43,325	1,659	-	71,663
(7) 栽培漁業センター事業費	25,292	26,190	-	-	51,482
2. 自主事業	121,495	260,007	12,439	-	393,941
(1) 神戸ワイン事業費	112,852	245,789	11,926	-	370,567
(2) その他自主事業費	8,643	14,218	513	-	23,374
II 管理費	48,027	25,189	2,028	13,742	88,986
III 事業外支出	-	-	-	9,379	9,379
合 計	583,034	940,638	32,020	23,121	1,578,813

8 収 支 予 算 書
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	1,597,296
2. 事業活動支出	1,578,813
事業活動収支差額	18,483
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	0
2. 投資活動支出	0
投資活動収支差額	0
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	-
当期収支差額	18,483
前期繰越収支差額	△ 184,929
次期繰越収支差額	△ 166,446

VI 令和元年度主要事業計画・実績比較

(単位:千円)

事業名	事業計画 収入金額	実績 収入金額	備 考 (収入金額の増減理由)
1. 施設管理運営等事業	1,225,201	1,386,124	
(1) 六甲山牧場管理事業	426,158	496,614	災害復旧工事に伴う神戸市からの委託料の増加
(2) 海づり公園管理事業	148,202	147,335	売店収入等の減少
(3) 水産体験学習館事業	28,845	27,418	新型コロナウイルス感染症防止対策のため、3月3日より休館による減少
(4) フルーツ・フラワーパーク事業	377,911	455,184	災害復旧工事に伴う神戸市からの委託料の増加
(5) 神戸ワイナリー(農業公園)事業	87,057	85,924	レストラン・BBQ利用者数の減少
(6) 神戸市西部域漁港事業	97,745	114,970	災害復旧工事に伴う神戸市からの委託料の増加
(7) 栽培漁業センター事業	59,283	58,679	
2. 自主事業	380,189	391,326	
(1) 神戸ワイン事業	343,987	358,645	ワイン売上の増加
(2) その他自主事業	36,202	32,681	堆肥斡旋事業収入の減少
合 計	1,605,390	1,777,450	

Ⅶ 主 要 事 業 の 推 移

(平成29年度～令和元年度)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		備 考 (収入金額の増減理由)
	実 績	実 績	対前年比	実 績	対前年比		
	収入金額(千円)	収入金額(千円)	%	収入金額(千円)	%		
1. 施設管理運営等事業	1,228,048	1,176,084	95.8	1,386,124	117.9		
(1) 六甲山牧場管理事業	354,695	340,760	96.1	496,614	145.7	災害復旧工事に伴う神戸市からの委託料の増加	
(2) 海づり公園管理事業	216,607	171,720	79.3	147,335	85.8	須磨海づり公園休園に伴う減収	
(3) 水産体験学習館事業	29,227	28,010	95.8	27,418	97.9		
(4) フルーツ・フラワーパーク事業	408,940	394,700	96.5	455,184	115.3	災害復旧工事に伴う神戸市からの委託料の増加	
(5) 神戸ワイナリー(農業公園)事業	88,716	90,110	101.6	85,924	95.4	レストラン利用者及び、災害復旧工事に伴う神戸市からの委託料の減少	
(6) 神戸市西部域漁港事業	75,218	95,573	127.1	114,970	120.3	災害復旧工事に伴う神戸市からの委託料の増加	
(7) 栽培漁業センター事業	54,645	55,211	101.0	58,679	106.3	自家発電機工事に伴う神戸市からの委託料の増加	
2. 自 主 事 業	354,973	375,456	105.8	391,326	104.2		
(1) 神戸ワイン事業	315,529	340,552	107.9	358,645	105.3	ワイン売上の増加	
(2) その他自主事業	39,444	34,904	88.5	32,681	93.6	堆肥幹旋事業収入の減少	
合 計	1,583,021	1,551,540	98.0	1,777,450	114.6		

不適切事案に関する調査を踏まえたガバナンス強化の取り組みについて（報告）

令和元年度に神戸市からの要請に基づき、不適切事案の存否等について調査を行い、調査を踏まえ団体のガバナンス強化に向けた取り組みを進めている。

1. 確認された主な不適切事案の概要及び是正措置等

(1) 不適切な事務処理に関するもの

<概要 1>

六甲山牧場において、飼育を担当する職員が、平成 25 年ころから令和元年 11 月の間、死亡した動物を埋却していた。

<概要 2>

六甲山牧場において、飼育を担当する職員が、平成 28 年 2 月から平成 30 年 9 月の間、一般開放エリア外に、食品として使用できない牛乳を散布していた。

<概要 1 及び 2 にかかる是正措置等>

神戸市へ報告を行い、改善指導を受け、改善計画を策定し、実施した。

- ・事務処理マニュアル・フローの整備及び周知徹底
- ・動物及び牛乳に係る管理台帳等の整備による数量等の正確な把握
- ・所属における管理台帳等に基づく確認と市への報告及び確認の実施

埋却場所について、土壌の消毒等衛生上の対策を実施し、安全性の確保を図った。

令和 2 年 3 月に関わった職員に対して処分を行った。(停職、減給、戒告、嚴重注意)

上記 2 事案については、法令違反の疑いがあったため、警察に通報を行った。その結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、公社については略式命令を受け、職員 2 名については起訴され、公判中である。

<経過等について>

令和 2 年 3 月 4 日	県警へ職員自ら申し出
6 月 16 日	書類送検 (公社及び職員 11 名)
6 月 23 日	起訴 (公社及び職員 2 名)
7 月 3 日	略式命令 (公社 : 罰金)

<概要 3>

売店改装工事において、前役員が実績等から特定の業者に依頼することが適切と判断し、契約事務審査会において十分な議論がなされずに随意契約を行っていた。

<是正措置等>

契約規程に基づき随意契約時の理由等の厳正な審査・検証と手続きの徹底を図った。

(2) 職場内規律違反に関するもの

<概要4>

前役員が、業務とは関係ない移動に公用車及びETCカードを利用していた。

<是正措置等>

私的利用と確認されたETCカードの使用料及び走行距離に相当するガソリン代の返還を求めた。

<概要5>

ワインの販売促進目的のイベントにおいて、前役員が来賓等へ接遇として振舞うことに合わせて、節度を越えた飲酒があった。

<是正措置等>

販売促進目的のイベントにおける節度ある接遇、ワインの無料提供の記録の徹底を図った。

(3) 不適切発言に関するもの

<概要6>

前役員により適正な範囲を超える不適切発言があった。

<是正措置等>

パワーハラスメント等の防止に関する要綱を策定し、周知徹底を図るとともに、発見した場合の通報・相談窓口についての周知を図った。

2. ガバナンス強化に向けた取り組み状況

- ・全職員に対する綱紀粛正及び服務規律の確保についての通知
- ・弁護士による内部通報の社外窓口の設置及び職員への周知
- ・外部講師（弁護士）によるコンプライアンスの推進研修の実施
- ・公社内に設置したチームによる不適切事案の原因等の検証と専門家からの意見聴取による対応策の検討及び実施